

史料紹介

飫肥藩家老・伊東氏家譜書 『藤枝伝』

飫肥城下町保存会 学芸員

長友禎治

目次

- 一 飫肥藩家老・伊東氏家譜書「藤枝伝」の解説
- 二 「藤枝伝」本文
- 三 飫肥藩家老伊東氏系図

一 飢肥藩家老・伊東氏家譜書 「藤枝伝」の解説

飢肥藩に関する史料を概観するに、地方史料・漁業史料・山林史料・商工業史料といった産業に関する史料は皆無といえるほどで、分野的に偏りが見られることが同藩の研究を試みる者にとって大きな障害となっている。しかも、比較的史料が残っているといわれる藩政史料においても、藩庁日記など良質な史料が乏しい状況にあり、時代別にも中期から後期にかけての史料は特に希薄で、新たな史料の発掘と未公開史料の解説活字化が大きな課題であるといえる。

活字化された基本的な藩政史料としては、次の史料が挙げられる。藩政初期に関しては編纂物である『日向記』（宮崎県史叢書）。初期から中期にかけては同藩家老川崎（河崎）氏の家譜録である「川崎私記」（『平成十七年度宮崎県地方史研究紀要』所収）。後期には幕末の同藩家老平部嶠南の日記である『嶠南日誌』（宮崎県立図書館編集刊行）、および『六郷荘日誌』（青潮社発行）。この他に旧家に所蔵されてきた文書が、平成七年に刊行された『宮崎県史・史料編・近世4』に多数収録されているが、それ以後、活字化された史料は数少ない。

今回試読を試みた「藤枝伝」（日南市所蔵）は、飢肥藩の家老伊東氏の家譜書で、私が『平成十二年度宮崎県地方史研究紀要』の中で一部引用したのみで、これまでほとんど知られていない史料である。同家は寛永十四年（一六三七）の島原出兵を契機として、伊東祐忠が家老に登用され、以後も代々の当主が家老職に就任している。なお享保六年（一七七二）には同家から伊東祐允が分家（馬回）を創出している。その分家屋敷は昭和六一年に修復され「旧伊東伝左衛門家」として一般公開されている。

「藤枝伝」は、伊東大蔵丞祐興によって享保十一年（一七二六）孟春に編纂されたもので、始祖にあたる伊東祐武（祐国の子で、甥

の伊東義祐に敗れ戦死）から祐興の父伊東祐周までの六代を記述している。しかし、祐興の序文によると始祖から四代については記録がなく、祐興の祖母（恵照院）と父伊東祐周からの「憶説」（憶測で語られる話）を基に記述したという。このことから、四代目・伊東大蔵丞祐忠までの伝記については十分な注意を要する。

一方四代目・祐忠伝の後半から五代目・伊東権左衛門祐秋伝と六代目・伊東久左衛門祐周の記述については、家老として藩政に関わった記述が豊富で、諸史料と比較する必要があるが、信憑性も高い記述と思われる。その理由として、平部嶠南が『日向纂記』を編纂するにあたり、「伊東祐周日記」「伊東祐従日記（後の祐興。父は祐周）」を引用しており、「藤枝伝」もこれら当主の日記を活用していると思われるからである。藩庁日記が現存していないことを考えると、藩政史の空白部分を補う意味で価値ある内容と言える出あろう。

なお序文に「その文章の野（田舎びた文章）であることを笑い、さらに俗（世俗的）であることをそしられるだろう。それでも後の世の人たちが、先祖の志を継いで、これを潤飾（校正を加えて体裁を整える）することを望むものである」とあるように未熟な文面と自覚しながらも、家の由来と先祖の業績を伝えるために筆をふるっていることが伺える。

飢肥藩の家老家には伊東氏の他に、川崎氏・山田氏なども家譜書を編纂している。川崎家では川崎宮内祐栄（清武地頭）が七十七歳の時に、藩祖伊東祐兵の叔父である川崎駿河守祐長以来の一族の功績を記した「川崎私記（日南市所蔵）」という家譜書を編纂している。この書物は元禄八年（一六九五）一月に、祐栄の甥である伊東久左衛門祐周に「書き加えるべきことがあればと思い」贈ったものである。祐周の父祐秋（家老）は祐栄の弟で、「藤枝伝」の編者祐興は祐周の嫡子という関係にあたる。川崎氏は藩主伊東家と深いつながりをもつ家系で、「藤枝伝」への編纂にも大きな影響があったものと思われる。

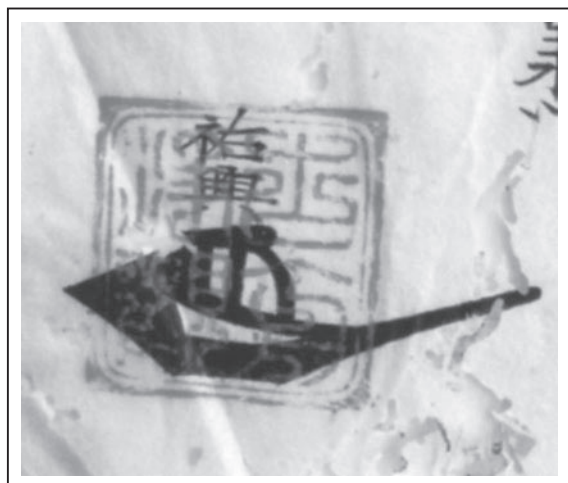
そのほか、家老山田家の家譜書は「山田三代功記」と言い、「伊東祐周日記」と同様に一部が『日向纂記』に引用されている。永く所在不明であったが、平成二十一年に発見されたされたことは、今後の藩政史研究に取り組むうえで意義深いことである。この「山田三代功記」には、宝永二年（一七〇五）に家老山田宗武が藩より「日向記」の誤脱・遺漏の校正を命じられて、江戸の葛山卜翁という人物と話し合って潤色を施したという記事があり、藩の修史事業と山田家の家譜書編纂との関係を知ることが出来る。また同書には山田家の家風「正直」について触れていて、幕末に藩校振徳堂で「正直」の藩風に感化された小村寿太郎のことを思うと興味深い。

今回の紀要には紙面の関係で収録できなかったが、「藤枝伝」の続編ともいえる「風光記」（日南市所蔵）が飢肥城歴史資料館に収蔵されている。これは祐興が家老を引退する晩年、延享三年（一七四六）頃までを記述していて、「藤枝伝」同様に藩庁日記に順ずる史料として活字化が待たれる。また、先述したように祐興の弟伊東祐允が分家を創設しており、その祐允の記録書である「祐允伝」の解読文が昭和六十年の『日南市文化財調査資料集・第十九集』（日南市文化財保存調査委員会発行）に細田隆介氏（当時日南市文化財保存調査委員）によって掲載されている。

飢肥藩家老伊東氏系図は伊東祐誠文書「伊東系図」（日南市所蔵）より抜粋した。

なお、試読文では、虫損などで解読不能な箇所は「□□□」とした。また異体字「𠂔」は「とも」「皆」は「時」と読む。

伊東大蔵丞祐興の花押



二 藤枝伝

●藤枝伝を編纂した経緯

伊東氏の祖は藤原南家

工藤為憲

惟職が伊藤を称す

佐殿＝頼朝

工藤祐経（？）一八九

三

伊東祐国（一四五〇）

一四八五

光照寺、創建年は不明、祐国の菩提寺と伝えられている。

文明一七年（一四八五）
飢肥城外で戦死

恵照院は伊東祐尚之娘
カナヅル、伊東祐秋の

嗚呼、藤根者天ニ長ク地□□テ四海ニ繁茂セリ伊東家モ藤原姓ナレハ、往昔ヨリ傳ル□□聞及ヘ氏、祖ノ如何ナレルモ知事能ス、唯茫然タリ、初中臣姓ナルヲ藤原ニ改シハ家系ニモ顕著ナレ、鎌足之男不比等之四子□□□□□□時嫡男武智磨ハ南家ト号シ玉フ、仍當家ヲ今ノ世ニ送り、藤原之南家ト稱ス□□□□憲イマタ李之助ト云ル時、李ノ工ノ字藤原ノ藤ヲ合テ工藤氏□□□□、為憲ヨリ六世維職伊豆ヲ押領シ、伊藤ノ庄ニ住玉ヘハ、工藤ヲ改伊藤氏ト稱シケルカ、頼朝公ノ御所ヨリ祐経ノ屋形東ニ有ケレハ、伊藤ノ東□□ト佐殿上意有、仍伊東ト書シヨリ今世迄モ伊東氏トハ号ス也、祐経ヨリ十一世祐國公武道ノ名譽他ニ拙テ、尤御長モ六尺有餘ト也、飢肥院御出張之以前、御影ヲ阿彌陀佛ニ寫シ都於郡ノ内光照寺ニ安置セントテ、奉行二年若ナル侍ヲ上方ニ御遣シ有ケルカ佛鉢ヲ割、御出陣ノ前方ニ□□着有テ祐國公ノ上覽ニ備ル時、佛ノ首ヲ取放シ進上アレハ、上覽有テ、我ヲ寫セシ佛ノ首ノナキハ首途惡シ、必定、此度ノ闘ニ戦死スル前表ナラント仰有ケルカ、楠原玉之陣ニテ果□、敵ノ為ニ死玉フコソ不思議ナリケル事共也、扨祐國公ノ三男祐武ヨリ祐忠ニ送り四世ノ故事奮記ニモ漏脱シ、祐秋ハ聞傳モナカリキ、仍恵照院并ニ祐周ノ臆説ヲ専ニシ、予力固陋ヲ忘レテ偶一□□□□玉フ、其文ノ野ナルヲ笑ヒ其次ノ俗ナルヲ謗ラン、ナレ氏所詮后人先志ヲ續テ是ヲ潤

妻

大藏丞は伊東祐興

享保十一年（一七二六）

孟春（初春。正月）

●伊東祐武伝

祐武（？）一五五五

大永三年（一五二三）

伊東祐尹

野々美谷（都城市）

伊東祐充

伊東祐吉

『日向記』によると祐吉は兄祐清（義祐）と共に祐武を討つ

西山寺村、飢肥城の北
板敷村の小字名

飾スル事ヲ欲ル、而已予志ヲ誌、其成事ヲ歛ンテ叙ヲ作、其首ニ冠シムト云

大藏丞

干時享保十一年丙午孟春吉旦 印（祐興・花押）

祐武傳

一武藏守祐武、異ニ祐兵又祐岳、日向・大隅・薩摩三ヶ國之守護、左衛門尉祐國公之三男也、祐武ノ生得武勇人ニ勝レ、才智三州ニハビコリ、諸人共ニ祐武ヲ稱美セサルハナカリケリ、大永三年十一月八日舍兄尹祐公庄内野々美谷ニテ御頓死ノ後、御嫡祐充公十四歳ニテ、治國ノ政軍武之備諸事ニ付初々シケレハ、祐武御後見トナリ粉骨ト盡シ玉フ、天文二年癸巳八月廿八日祐充公御早世、御男子コレナク御舍弟祐吉公十七歳ニテ御相續アリ、此君ヲモ又介抱シ内ニ信ヲ守リ、外ニ禮ヲ盡シ玉ヘハ、三ヶ國中祐武ノ徳風ニ感化シ、士庶人皆謂ワク、此祐武ハ祐國公ノ末子ニテ、當家ノ氏族ナレハ尤尊キ人ニシテ、君トナシテ臣ノ道ヲ盡ニ何ソ難キ人ニアラス、近々守護トセント、其企密談スルヨシ、沙汰隠レナカリケレハ、祐吉公是ヲ傳ヘ聞召、恩愛ノ祐武ヲ憎ミ、所詮武州存命ナラハ後難遁力タカラシ、イサ殺トテ情ナクモ天文二年癸巳十一月十六日切腹サセ玉フコソ、憐ナリケル事ナリ

論 龍州可雲

一日州那賀郡飢肥院西山寺村ニアリケル天徳院ノ松、先祖ノ墓ノシルシト云傳ヘリ、又彼ノ寺ノ圍ハ先祖ノ居城ト云云、扨其人ハ御家ヲ別テ遠

天徳院は板敷の長持寺の末寺、天保年間に廃寺となる（日向地誌）

ヲ又故、威勢モ殊ニ盛ニアリケレハ、近世迄モ彼松ノ下ヲ馬ニ乗レハ必落馬スル故、始ハ寺門ノ左二道ノアケシヲ改、門前ヲ横二道ヲ作りシト云傳侍リキ、此祐武ノ居城ナルヤ不分明ナラサレ氏、コゝニ記ス

●左兵衛佐伝。祐武が切腹した翌日米良山に逃れ、一時勢力を挽回したが、敗れて薩摩へ逃れた（日向記）

嫡左兵衛佐、父祐武切腹ノ後ハ、都於郡ノ住居カナワスシテ、薩州二浪牢有故ニ、左兵衛佐兩子尾張守・右衛門佐モ薩州ニ住ス、諡東判

二女子佐土原讃岐守妻

三小次郎 委事知レス

●伊東大炊助祐審伝
伊豫（伊予・愛媛県）

四大炊助祐審ハ、父祐武切腹之時、兄弟二モ同道ナク伊豫ニ渡海シ、牢人ニテヲワシケルカ、和布メセトテ喚り賣ケル聲ノ聞ヘケレハ、取モアヘス

賣ルトテモ、和布ハカワシ、塩シマハ、
吾古郷ノ、ウバヤトガメン

伊東義祐（一五二一〜一五八五）

トロスサミシヲ聞傳ヘ、皆人はヲ感シケリ、元來武道ノ譽アリシ故、義祐公ノ御代ニ成テ歸國アリケレハ、御感不斜シテ、御弓箭ノ侍大將仰付ラレ、御仕置ノ大事モ聞立ラレ、感状ノ連判衆ノ内ニモ加ヘ玉ヒケル、扱天正五年丁丑十二月八日向没落シ、義祐公都於郡ヲ御退ノ時、如何シタルヤ供奉ニ後レテアリケルカ、嶋津修理大夫義久諸縣本庄ニ討入、祐審ニ見参有ヘキトノ内通アリ、祐審其惡意ヲサトラスシテ出ケルニ、十二月十三日ハ

天正五年（一五七七）
伊東氏没落
都於郡（西都市）
本庄（国富町）

●伊東祐興伝

幡津留ニ義久人數ヲ伏置、祐審ヲ取巻押ヘテ腹ヲ切セケリ、歌道ト云ヒ、武道ト云、其譽不少人ヲト、皆人惜ミアヘリ、石塔モ同クハ幡津留ニアルト云傳ヘタリ、扱祐審ノ女子二人アレ氏、委事系圖ニ見ヘス、祐審諡 的翁良端

祐興傳

一長門守祐興ハ武州之二子也、武州 切腹之後、日州ノ栖ヒモ物憂アレハ、爲方ナク薩州ニ牢浪シ玉エル、仍子孫モ暫ク嶋津ノ家風ニ属シケル

諡 如松

一女子

二祐將

三治醜左衛門尉祐次

●伊東祐將伝

祐將傳

医道に通じ針術を行う

一與右衛門尉祐將將入道秋扇、始左京亮、内室者薩州人也、祐將醫道ヲ常ニ好テ疾病ヲ療治シ針術ヲナシ玉フ、觀音ヲ朝暮信仰シケルト也、其觀音今ニ家ニ傳リケル。

一父祐興ヨリ薩州居住セシカ、密ニ息祐忠ニ談シケルハ、薩州之事伊東歴代ノ怨敵、殊ニ曾祖父祐國公嶋津家ノ爲ニ戰死ナレハ、共ニ天ヲ頂カサル國也、暫モ定ヲ留ル所ナラス飢肥ニ参上セハ、一家ト云ヒ何ソ見捨玉フヘキニアラストテ、

祐將・祐忠が飢肥伊東家に帰参

二代飢肥藩主伊東祐慶が祐將を歩行（徒士）身分に取り立て三〇石を給する

慶長一〇年（一六〇五）祐將が五十石を給され給人（馬廻）に昇格与右衛門＝祐將

喜兵衛＝祐忠
寛永八年（一六三二）祐將死去

●伊東祐將の妻、藤枝伝の記述には疑問あり、『旧記雜録』『種子島家譜』によると次の通り。伊勢大隅守貞豊の妻は、父が種子島久時、

夫婦並并祐忠共参上有、供人男二人、女二人ノ内一人ハ山本氏、一人ハ本多甚左衛門法名幼影道閑、其嫡女ハ松浦藤右衛門妻、嫡男ハ本多甚左衛門、二男ハ松浦茂左衛門也、下女名マシコ後年津曲氏二嫁、其子ハ三右衛門也、下女一人ハ伴下ニテ参レリ是モ飢肥ニテ晦ヲ賜、縁結□安樂ニ過シカ、子ナクシテ跡絶タリ、山本氏ノ子河野氏ニ養子ニナリシ故、山本・河野两家普代トテ今ニ別懇アリ。扱飢肥ニ参上アリケレハ、領主修理大夫祐慶公悦喜不斜、歩行座ニナシ采地三十石給リ、以後又、馬上ヲ御宥免、高五十石給シ時下賜ル状ニ曰、

爲扶助五十石宛行畢
全可知行者也

慶長十年
六月八日祐慶御判
伊東与右衛門殿
同 喜兵衛殿

一祐將、寛永八辛未年三月十四日之夜ハ、常ノ如ク厩ニモ往テ健ニアリケルカ、十五日ノ朝頓死シ玉フヲ、後コソ妻子モ知リタルト云リ、壽齡七十□歳也、飢肥報恩寺 二一送り 葬ケルナリ。

諡 松叟宗岳居士

一祐將内室、寛永九壬申年九月十日遠行、報恩寺二葬送ス、諡 金情妙菊大姉、始嶋津氏二嫁シ娘ヲ設玉ヒケルカ、後年祐將ノ妻ト成玉フ、其訳嶋津氏ハ死タルカ、又離別ニ成タルカ分明ナ

母が島津豊後守朝久豊州島津家）の娘。伊勢貞豊の娘は、薩摩藩主島津光久の妻、島津綱久の母。なお『祁答院町史』の島津豊後守朝久の系図によると、朝久の娘は、母が御屋地（島津義弘の娘）で夫は種子島久時とある。

●伊東祐忠伝
藩主祐慶の母方の祖母喜多は土佐一条房基の娘。
薩摩を出て大坂に上る。呉服屋の手代として働く。

参 両親とともに飢肥に歸

慶長一〇年（一六〇五）歩行座より給人身分に

ラス、扱嶋津氏ニテ設シ娘ハ、伊勢兵部少輔妻ト成リ、娘一人出生以後兵部早世アリ、死期ニ臨テ養子ヲ立サル、薩州ノ掟故、伊勢ノ家断絶シ玉フト云^氏、家風ノ通り後室一世兵部二カワラス三千石給リ、谷山二住シ 一生ヲ安樂ニ暮シ玉フ、是祐忠ノ姉也、且亦兵部娘種子嶋氏ニ婚禮アリテ、其娘薩隅刺史ノ奥方トナル、是古大隅守殿ノ慈母ナリト云云。

祐忠傳

一大藏丞祐忠、始傳左衛門尉、其始喜兵衛尉、内室者高嶋主殿助兼政女也。兼政ハ土佐國主一條中納言房基卿ノ長男、權中納言兼定卿ノ子也、位高ク官不輕尊キ家ナルト云リ。

一祐忠薩州二住ケル故、若年ノ時、日州ノ内東霧嶋ニ登リ僧ニナラントテ、未禿ニテアリシカ、神主如何成訳ニヤ叱シヲ若輩心ニ憎シト怒リ、彼神主ヲ則切害シ玉フ、仍霧嶋ノ栖ヒナラスシテ速ニ下山セシカ、後來、薩州ヲ出、摂州大坂ニ上リ、色々ニ忍テ徘徊シ、或時呉服屋ノ手代トナレリ、元來才智ノ働キ尋常ニ勝シカハ甚此人ヲ重寶スレ^氏、人ニ面ヲ見知ラレテハ、後ノ悔アリト祐忠思案シ、其町ヲ出奔、又鹿護嶋ニ下向アリシカ、兩親ト共ニ日州飢肥ニ参上、修理大夫祐慶公ニ奉公アリ初歩行役ニテ采地三十石給、首尾宜相勤、卑賤ノ職ヨリ残リ少ク務玉ヒ君臣心和ルカ、其勤事毎ニ御褒美アリテ、慶長十年乙巳六月乘馬免許セラレ知行五十石賜、其狀祐將ノ傳ニアル仍ユヘニ畧、其後加増追々

昇級、五十石
慶長一六年の知行宛行
状、百石

年不詳の知行宛行状

元和九年（一六二二）
大坂城本丸石垣普請
伊嶋（徳島県阿南市伊
島と思われる）・芦屋
（兵庫県芦屋市）
寛永三年（一六二六）
祐忠、五十石加増

寛永十四年（一六三七）
島原の乱

家老に就任

給、其状二曰。

爲扶助百石宛行畢

全可令知行者也、仍如件

慶長十六年
八月廿八日祐慶御判

伊東傳左衛門殿

爲扶助五拾石宛行畢

全可令知行者也、仍如件

十月八日祐慶御判

伊東傳左衛門殿

一元和九癸亥年大坂本丸石垣御普請石伊嶋・芦屋
方々ヨリ取寄セ玉フ時芦屋ノ石取奉行ヲ祐忠勤
玉フ。

五拾石令加増候全可

被為知行仍如件

寛永三年
閏卯月十二日祐慶御判

伊東傳左衛門殿

一寛永十四丁丑年鬼利支丹蜂起肥前國有馬ノ古城
閉籠ニヨリ、上使板倉内膳正殿・石谷十藏殿御
下向、仍隣國ノ諸勢着陣アレヒ、鬼利支丹弥相
支故、松平伊豆守殿・戸田左門殿出陣アリ。寺
澤兵庫頭殿領内天草番手、松平主税助殿并太守
祐久公將軍ノ命ヲ蒙ラレシ時、執權職誰ニ力仰
付ラレ、此度ノ御供ニナサレント、家中ノ諸士
二僉儀仰付ラレケレハ、何モ畏テ存念殘サス書
付テ箱ニ入テ進上ス、其蓋ヲ披テ見ハ、一同二
符ヲ合タルカ如、伊東傳左衛門尉然ルヘシト誌
ケル、仍御家老職仰付ラレ、名モ大藏丞ト改ヘ

名を大藏丞と改名

寛永十五年知行状

義純は直純の誤り。有
馬直純は慶長十九年（
六一四）に肥前国日野
江（島原）から日向国
延岡へ転封していた

アテノ木（飢肥城近く
にあった旧地名・現在
の飢肥城観光駐車場附
近）

キヨシ仰ヲ蒙ルト云ヒ、祐忠ノ云大藏ハ御免ナ
サレ内藏丞ト改度ト願ヘヒ、祐久公御承引ナク、
是非大藏ト仰ユヘ辭ルニ詞ナクテ、則大藏丞ト
名改玉フ旨、御加恩アリ、其状二曰、

爲扶助三百石宛行畢

全可令知行者也仍如件

寛永十五年
十二月廿三日祐久御判

伊東大藏助殿

祐久公天草へ趣ントテ、寛永十五戊子年正月八
日御出馬也、祐忠供奉、同月廿二日ヨリ祐久公
天草御在番御勤ノ處、將軍ノ命ヲ蒙リ天草御代
官御勤アリ。其時鬼利支丹ヲ改ルトテ、祐忠奉
行ヲナシ、由地治部左衛門ヲ筆者トシテ改シカ、
諸民ノ口達ヲ聞届、右ノ趣ヲ記シ、最前ノ民ニ
見セ、違ハ其所ヲ直シ、違サレハ用ルヤウニセ
シ故、踵ヲ廻ラサス明白ニ改シマヘリ、夫ニヨ
リ隣國ノ諸侯、有馬修理大夫義純公是ヲ傳ヘ聞
玉ヒ、祐久公へ伊東大藏丞ヲ御借り故、祐忠有
馬殿ニ参リテ遲滞ナク改ケレハ、聞及々々、隣
邦ノ諸侯七人共、殘ラス祐忠ヲ招テ改サセシヲ、
祐忠一世ノ面目也。扱鬼利支丹退治ニテ、山崎
甲斐守殿天草拝領ニヨツテ、祐久公御引渡、同
年六月御歸國アレハ、供奉シテ宅ニ皈リケリ、
祐忠ヲハ松平伊豆守殿弁舌抽タリト、御稱美ヤ
リシト云云。

一祐忠、初アテノ木ニ屋敷有ケルカ、後年御加老
役仰付ラレテ以後、大手通り後町角ノ屋敷木脇
理右衛門跡ヲ給リ移リ住ケリ。

一祐武以来、定紋庵ノ内木瓜用來シヲ、太守ノ御

『徳川実紀』によると

使番能勢頼重は寛永

一五年（一六三八）

正保元年（一六四四）

まで豊後目付を務めて

いる。小姓組堀直昭も

ほぼ同じ時期に同職を

務めている。豊後目付

とは、豊後に配流され

た松平忠直を監視する

ためにもうけられた臨

時の目付

平部俊直は六八〜七四

歳くらいと推定される

紋二似タルヲ以、瓜ノ紋二祐忠改玉フト云リ、其庵ハハノ形ノ庵ナリト云云。

一 御目付能勢治左衛門殿・堀惣兵衛殿、豊後府内ヨリ唐船ノ事二付、村次ヲ以御状賜、仍相違ノ趣申分スシテハ如何ト相談アリ、平齧長右衛門尉俊直ハ老躰、長倉三左衛門尉祐秀ハ年若ケレハ、祐忠相越可然ト太守御留守故、伊東左門祐壽・伊東内膳正祐正モ仰ニヨリ則府内ニ参上、平部茂左衛門ヲ同道アリシト云。

一 祐忠ノ舍弟、高麗陣ノ時彼地ニテ河ニ溺死去アリシ故、祐忠七月ハ明松二火ヲトホシ、藁ノ作物ニ乗セ、川ニ流テ石ヲ重テ水祭シト也。扱祐忠ノ遺言ニヨリ松浦茂左衛門一生ハ右通ニ祭シナリ、然シ高麗引陣ハ祐忠十三歳ナレハ、其舍弟ノ高麗ニ渡海モイブカシ、若シ祐將ノ舍弟ニテハアルマシキカト思ヘリ。

一 祐忠、薩州在居ノ時、山伏ヲ切害、其怨念ノ深ケレハトテ飢肥長持寺ニ小石ヲ建ヲキ、七月毎ニ祭り玉フ事、今ニ止メサリキ、但霧嶋ノ神主ノ事ヲカク云ヒ誤リタルカトヲモヘリ。

一 祐忠ハ俗山伏ナル故、薩州ヨリ供シタル山本氏ノ一家ヲ山伏ニシ、名ヲ大徳院ト号シ名代ニシ玉フト云リ、是山本眞如院父ナリト云説聞傳タリ、虚實分明ナラス。

一 祐忠之建立トテ、飢肥報恩寺ニ石塔二基アリ、誰人ノ法号ナルヤ、一向知スト云ヒ、今ニ祭り來レリ、其圖コゝニ記。

家老祐忠の日常

祐忠、五十石加増

山本氏・河野氏が塩硝（火薬の材料・硝石）煮を行い藩より扶持を得る

●伊東祐英

大聖（仏道の悟りを開いた人の尊称）。仲尼

（孔子の字）

祐英の二十四歳は寛永十二年（一六三五）

喚山汝上座

如電妙觀大姉

幻光童子

月圓妙心大姉

安雙了心禪定門

雪深妙好大姉

月宗妙大姉

死去

一 祐忠ハ朝暮忠義ヲ忘レスシテ、唯君ノ御爲ナラシ事ヲノミ思ヒ□退出、或會所ヨリ歸リテモ衣服ヲモ脱ズシテ、直ニ書院ニ入算盤、又ハ紙墨筆ヲ弄玉フ、サリナカラ後年、兩子ヲ失ルト氣力共ニ衰タルカ、算盤ノ業ヲ止、囲碁ヲナクサムト云ヒ、諸用ノ客アレハ、勝負ニカマワス、其囲碁ヲ亂シ客對有シト云リ。

一 祐久公御代、祐忠五十石御加恩アリテ、三百五十石ニ成玉ヘリ、何レノ時ト云事、云傳ヘサルナリ。

一 薩州ヨリ召ツレシ山本氏并河野氏共ニ、祐忠ノ思慮ニテ塩硝煮事ヲ執行シ、太守ノ御用ニナシ玉フ、仍兩人共ニ太守ノ御扶持ヲ頂ケル。

嫡正左衛門尉祐英、小字傳次、高嶋腹、無妻。元來大聖仲尼ノ流レヲ扱事、月夜ニ忘レス朝暮ニ怠ラサレハ、學力モ漸ク長シテ、飢肥中ニテハ學師モ祐英ハアナトリ難ト云ル程ナリ。加之詩文ヲ作、第一風流ノ人ナリケルカ、廿四歳ノ時、肥田木又右衛門宅ニテ□道ノ儀ニ付終ニ喧嘩トナリ、相手ノ族脇指ヲ拔シ故、祐英疊ヲ蹴上ケ、其下ヲクゝルトテ腰ヲ切ラレシカ、則中村藤左

釈迦尾ヶ野（県立日南
高校の東南）

●伊東清兵衛尉祐由

寛永一五年（一六三八）

アテノ木（現在の飢肥
城觀光駐車場附近）
槍術の無辺流（大内流）、
山本加兵衛はしばしば
將軍の面前で武芸を披
露した

衛門立寄取鎮ケレハ、爲方ナク互ニ販宅アリシ
トナリ、祐英腰疵甚痛、後ニ瘡トナリケレハ、
療養殘事ナク盡シ、凡九年程経テ快氣有、或時
火罪ノアルトテ一覽ニ往キ販ル道、同友ト釈迦
尾ヶ野ニテ岸ヨリ飛シカ本ノ疵再發シ、程ナク
死シ給フ皆寛永二十戊子九月十六日、星霜三十
二歳、飢肥報恩寺ニ葬、諡 大通宗雄居士

二清兵衛尉祐由、始半之丞、小字宮内、後改祐尚。
母祐英二同、妻者長倉又左衛門尉祐者娘於カナ、
大和守祐久公御部屋住ニテ御定江戸ノ時、御小
性仰付ラレ、十一歳ヨリ十年在府シ、祐久公御
家督以後、飢肥御入謁ノ時、新規知行高百石拝
領、其状云。

爲扶助百石宛行畢

全可令知行者也、仍如件

寛永十七年
十二月廿三日 祐久御判

伊東半之丞殿

カクテ祐久公ノ御意ニ叶、屋敷ヲハアテノ木ニ
拝受、則家ヲ營住居セリ。江府供奉モ毎度ナレ
ハ、山本加兵衛殿ノ門弟トナリテ無邊流ノ鎗執
行シ、且又、連歌ヲスキ好タルト云リ、扱舎兄
祐英早世ノ後ハ、祐忠ノ家嫡ニ相定ル、生質美
才ニシテ智義モ兼タレハ、諸人ノ尊敬モ輕カラ
スト云リ、祐久公供奉ニテ江戸往旅ノ時、祐忠
ヘ口恩附ノ地三百五十石二百石ヲ加ヘ高四百五
十石相續仰付ラレケル。祐忠ハ祐久公御下國ノ
節、隠居ノ筈ナリシカ、祐久公江府御發駕ノ少
前ヨリ、祐由應ヲ病テ種々加療スル故、快氣ニ

伊東祐葉、家老として
権勢を振るう。後に失
脚

正保三年（一六四七）

元禄元年（一六八八）

祐忠が加増を辞退

南郷の無量寺、賛波村

付退府セントテ目ヲ定シカ、腹中瀉シ、延引少
快トテ發足ノ日ヲ定レハ、又瀉シ、幾度トナク
カクノ如ニテ、全快ヲ得サレハ、祐忠氣ツカヒ
ノ餘リニ小坂丹哲ヲ頼、熊本治左衛門ヲ相副、
祐由見マイノ爲ニ江府ニ遣シ看病アレト、其詮
ナク慶安元戊子年八月九日、三十三歳ニテ空ク
成玉ヒケレハ、麻布春桃院ニテ火葬シ、齒骨ヲ
拾ヒ飢肥ニ持下リ、楠原報恩寺ニ納テ廟所宜シ
ク取ツクロヒケリ、尤春桃院ニモ石塔有ケルカ、
後年寺地他ニ移、今ニハ分明ナラス、諡眞源宗
性居士。右腹瀉ノ根元ハ伊東勘解由祐葉毒害シ
玉フト諸人嘲弄シタルトナリ、扱祐由ノ甲冑別
テ秘藏シ玉ヒ、病中ニモ嚙ノミ有ケルカ、若シ
死タル共娘ニ取セ、他人ニ渡サズレト遺言アレ
ト、祐忠此甲冑ヲ見ルモ心思シトテ、頓テ家ヲ
出シタルト云傳リ。

嫡女三歳ノ時、痘瘡ニテ早世也。二女カナ禰正
保三丙戌年十一月廿八日降誕、後年祐忠ノ娘ト
シ、祐秋ヲ簪養子ニシケリ、兩女共長倉腹。祐
由内室於カナ五十一歳ヨリ中風ヲ病、平日寢席
二日ヲ送シカ、元禄元年戊辰霜月七日遠行、齡
數六十一歳、飢肥報恩寺ニ送り葬リケル。諡福
昌院切用妙徳尼大姉

一祐忠ヘ四百五十石給ント、祐久公再三上意アレ
ト受納ナク、祐忠ニヨイテハ知行ニ不足ナシ、
誰ソ知行ノタラヌ人ニ下タサレヨト言上アリシ
ト也。

一祐忠兩子早世故、菩提ノタメニ家人ヲ僧ニナシ
ケル、是全律也、後ハ全齡首座トテ南郷之内無

にあり飢肥の禪宗報恩寺の末寺、

量寺住職アリ。

一 祐忠家嫡ナキ故、伊東勘解由次男十左衛門祐知ヲ養子ニ願ヘ氏、祐久公御心ニカナワス、仍長倉半左衛門祐茂ノ男喜内ヲ願ヒケレ氏、是モ祐久公御承引ナケレハ、祐忠ノ好ミ餘ニナシ、所詮御意ニ任ル外ナシトテ、養子ノ沙汰止タリ、然ニ祐久公ノ上意ニ河崎大學助四男左平次ヲ養子ニ然ヘシトアリケレハ、祐忠何レニモ御意次第ニ仕ルヘシト御請ニテ、則祐忠左平次ヲ子トシ養育シ玉フ、祐忠慶安五年壬辰四月十日六十七歳ニテ卒去、飢肥報恩寺ニ葬ル。

諡妙庵全覺居士

一 祐忠ノ内室、寛文十一年辛亥四月三日遠行、壽量八十三歳、飢肥天徳山報恩寺ニ葬、諡松齡院殿仙洞貞壽太姉

●伊東祐秋伝

祐秋傳

川崎祐宣は家老・清武地頭を歴任
寛永十四年（一六三七）
文永寺（飢肥報恩寺）未

慶安三年（一六五〇）

一 權左衛門尉祐秋、小字左平次、始祐雪、其始祐重、實者河崎大學助祐宜之四男、母者矢野河内入道侃世女也。寛永十四丁丑年六月十九日辰之刻降誕、四男ナレハ清武中野文永寺ニ登山サセ、僧ニナスヘシト祐宜兼々玉ヒシトナリ。

一 大和守祐久公、慶安三庚寅年十月十八日清武ニ御越山ノ時、御小性役仰ヲ蒙、十四歳ニテ同十九日ヨリ勤仕、飢肥還御ノ供奉シテ弥相勤ケルカ、祐久公ノ上意ヲ以、慶安三庚寅年十二月廿四日祐忠ノ養子ニナリ、御禮終テ即日ヨリ祐忠ノ宅ニ養レケル、尤孫女ニ嫁シケル。

一 慶安五壬辰年四月十日祐忠遠行、家督違ナク拜

慶安五年（一六五二）

領其状云

爲扶助知行三百五拾石

宛行畢全可令知行者也

慶安五年壬辰
八月廿四日祐久御判

伊東左平次殿

一 御小性ニテ祐久公ノ江戸供奉三度有ケルカ、其内明暦三丁酉年十月廿七日御逝去ノ時、直ニ江戸ニテ左京亮祐由公へ相勤、都合三年在府有リ、元服シテ中小性ヲモ勉ケルト云云。

一 祐由公御代替リニ依テ、下シ賜ル状ニ曰

爲扶助三百五十石宛行訖

全可令知行者也

萬治三年庚子
正月廿四日祐由御判

伊東權左衛門殿

一 寛文元辛丑年六月十三日祐由公御逝去、御男子ナキ故、監物祐實公ヲ御養子ニ御願ノ如仰出サレ、祐實公御政□アリ

一 寛文元辛丑年、鐵炮組頭仰ヲ蒙リ貞享四丁卯年六月迄勤リ口鐵炮組ノ内ニテ、以後兩度別組仰付ラル。

一 寛文二年壬寅五月、口事聞役仰ヲ蒙リ、同三年癸卯二月御宥免

一 寛文三癸卯二月會所相談役仰ヲ蒙リ、翌甲辰十月迄勉リ

一出雲守祐實公御代替ニ依リ下シ賜ル、其文ニ云

爲扶助高三百五十石遣之畢

全可令知行者也

寛文四年申辰
極月十五日祐實御判

寛文四年（一六六四）
極月（十二月）

伊東権左衛門とのへ

高力右近大夫は左近大

夫の誤り。高力隆長

飢肥藩が島原在番

寛文八年（一六六八）

稲葉能登守・白杵藩主

稲葉信通。

深溝松平氏が島原入部

足輕鉄砲組の編成改革

寛文一〇年（一六七〇）

寛文一一年（一六七二）

延宝二年（一六七四）

晦↓暇

若奏者役

長倉祐容は後の家老・
長倉善左衛門祐容

一 肥前嶋原之城主高力右近大夫退去ノ後、近國ノ諸侯公方ノ命ヲ蒙リ在番也、祐實公モ公方ノ仰ニ依リ寛文八戊申年十一月四日飢肥御發駕、嶋原ニ於テ稲葉能登守殿へ御交替ニテ御勤番アリ、此時祐秋鉄砲組頭ニテ供奉有、嶋原城三丸御廣間ノ番頭ヲ勤ル處、松平主殿頭忠房拝領故、同九年己酉八月十八日御引渡、九月二十四日御歸國ナサレケル、但此度ノ鉄砲組ハ當時ノ組ト違ヒ、所々村々ヨリ或一兩人、或三四人ツ々組合テ、人數高ヲ結リ、其以後組ノ法改リ、所組ニ成テモ又組ヲアツカリケル

一 寛文十庚戌年五月ヨリ江戸御供^{二百五十石役高} 翌辛亥六月御下向

一 御城詰^{知行半役} 寛文十一辛亥七月仰ヲ蒙相勉ケル

一 延寶二甲寅年二月ヨリ江戸供奉、表取次役也、翌乙卯年御下向ノ時、大坂ヨリ御晦ニテ有馬入湯、御跡ヨリ七月三日下着

一 若奏者役、延寶三乙卯年七月仰ヲ蒙リ、同五年丁巳十一月迄勤仕

一 御側鐵砲組頭、延寶三乙卯年十月廿四日仰付ラル、是ハ長倉左近祐容ノ本組也、祐秋初ノ組ハ平舘小左衛門俊恒ニ仰付ラレケルナリ

一 御城詰取^{若奏者兼役} 延寶四丙辰正月仰ヲ蒙、天和二壬

戊正月迄勤リ

一 祐實公御縁組、鍋嶋丹後守光茂公ノ御息女ニ仰出タサレシ故、公方へ御禮トシテ使者仰ヲ蒙リ、延寶五丁巳年八月十日發足、江府首尾能相勉、同年十月十八日下着

奏者役は後の用人

天和二年（一六八二）

朝鮮通信使接待役

鍋島光茂・佐賀藩二代藩主

延宝五年（一六七七）

貞享四年（一六八七）

伊東祐秋が家老に就任

元禄二年（一六八九）

元禄五年（一六九二）

五代祐実が甥の伊東祐崇を養継子とする

元禄八年（一六九五）

一 江戸供奉^{奏者役} 天和二壬戌年二月發足、干時朝鮮人御馳走御當リ、八月十六日ヨリ金川宿ニ御越、同二十日・廿一日兩日御勤、廿一日ニ御歸府、亦朝鮮人退府故、九月十一日金川ニ御越、十二日・十三日御馳走有テ早速御飯府アリ、此兩度共ニ供奉シテ勤玉ヘリ、翌三癸亥年潤五月御下國御供

一 御城詰取^{奏者兼役} 天和三癸亥十二月仰ヲ蒙リ、貞享四年六月迄勤リ

一 御家老役、貞享四丁卯年六月廿九日川崎大膳祐身・松岡八郎右衛門信允ヲ以仰付ラレ、寶永三丙戌年五月迄勤リ

一 江戸御留守番仰ヲ蒙リ元禄二己巳年三月發足翌庚午四月下着

一 江戸供奉仰ヲ蒙リ、元禄五壬申年二月御發駕也、祐實公御男子ナキ故、式舘祐崇公ヲ御養君ニ御願アリケレハ、癸酉三月廿八日御願ノ如仰出サレ、四月朔日御養子ノ御禮相濟シ、當日祐實公ヨリ御脇指^{肥前正廣} 棒鞘并御肴一折、御樽代金子五百足上使ヲ以拝受、御前様ヨリ御小袖一重下サレケル、同癸酉五月供奉ニテ下國也

一 御留守番仰ヲ蒙、元禄八乙亥年正月發足アリ、

伊東祐崇が分部信政の
息女と縁組

長倉祐容（家老職）

祐秋、藩主より脇差を
拜領

元禄十六年（一七〇三）
祐秋が病を理由に家老
職の辞任を願うが認め
られず。

宝永三年（一七〇六）
祐秋が隠居、祐周が家
督を継ぐ

祐秋の屋敷を拡張

是は八分罷隼人正信政公ノ御息女ニ祐崇公御縁組
相濟、正月十八日祐崇公ヨリ御緑女様ニ御結納
ノ御祝儀進セラレシ時、長倉善左衛門祐容在府
故、御使者相勤ル筈ト云_レ氏、病身故、若シ勤ラ
ヌ事モヤアラントテ、祐秋ヲ早ク出府仰付ラレ
シ也、然_レ長倉祐容相勤ケル、扱同年四月六日
御婚禮、卯ノ刻信政公ノ宅ヲ御出興アリテ、御
入興ノ時、御具桶請取祐秋勤リ、御輿請取ハ長
倉祐容也、御新曹様ヨリ白銀二枚下シ賜ル、三
ツ目御祝儀トシテ、信政公ノ宅ニ祐實公・祐崇
公出御ノ時、長倉祐容ト同ク祐秋モ参上アリケ
ルカ、信政公ヨリ御道具代白銀十枚拝受シ玉ヒ
ケル、五ツ目御祝儀トシ、信政公并御奥方系松
御出ノ時、信政公ヨリ白銀二枚、御奥方ヨリ金
子五百疋拝賜、翌丙子五月御下國御供

一祐秋多年首尾能相勉、御感ノ中ニテ祐實公ヨリ
御指和泉寺藤原國貞拵アリ御直ニ下タサレケル。

一元禄十六癸未年正月六日ノ夜ヨリ痢病ヲ煩ヒ、
夫ヨリ歩行力ナワス、出勤必トナラサレハ、御
家老役御免ノ願ヒ再三訴ヘケレ_レ氏、療養セヨト
テ御免モナカリケ

一祐秋七十歳ニ満タル故、寶永三丙戌年隠居ヲ五
月五日川崎大膳祐昌ヲ以、願ノ如隠居仰付ラレ、
紗綾三巻拝賜シ、祐實公御前ニ召出サレ、御懇
意不淺目出度事共也、祐周家督、江戸ニテ仰付
ラル筈ト也

一祐秋居屋敷、大手通り後町ノ上ミノ角屋敷セバ
ケレハ、左隣ノ川崎宮内良寛ノ跡屋敷ヲ副エテ
下タサレ、二屋敷ヲ一ツニシテ住シキタレリ。

宝永六年（一七〇九）
祐秋死去

鰲山、飢肥報恩寺七世

●祐秋の妻カナツル

享保六年（一七二四）
死去

●祐周の母

●祐秋の娘

寛文七年（一六六七）
吹田氏は飢肥藩給人

貞享元年（一六八四）

貞享四年（一六八七）

元禄二年（一六八九）

元禄九年（一六九六）

一祐秋隠居後三年安泰ニシテ、寶永六己丑年二月
十一日午刻ヨリ俄痰差起、左ノ手叶ズ容躰難儀
ナレハ、種々療養スト云_レ氏シルシナク、四月十
四日戌刻遠去也。飢肥楠原報恩寺ニ葬リ、鰲山
和尚懇二引導有リ。

諡 泰道義伯居士 長興院

一祐秋内室ハ祐尚之娘カナツル一身健ナラサル故、
攝州大坂ヘ兩度上リ、有馬湯治シ玉フ。扱兩度
ナカラ伊勢参宮シ、又上京モシ玉フ。享保六辛
丑年二月十三日遠玄壽算七十六歳、飢肥報恩寺
ニ葬、鰲山大和尚焼香アリケル。法名惠照院慈
徳英・心大姉

一祐周 母惠照院

二女子於益祐周同腹、寛文七丁未年六月二十日出
誕吹田勘兵衛尉重賢二天和三癸亥年七月二十日
婚禮有リ、此時重賢二脇指一腰_{法城寺正}□誘有リ祐秋ヨリ
送りケル。貞享元甲子年九月六日一子ヲ生リ茂
七郎ト云、後改勘兵衛尉重好ト号。祖父茂右衛
門尉重政ノ養子ニナル。

貞享四丁卯年七月廿六日二男ヲ出生ス、茂三郎
ト云、後年壹岐武兵衛尉幸充ノ養子ニナリ壹岐
分左衛門尉幸昭ト号。夫重賢元禄二年己巳正月
五日東武之府ニテ死去。其到来頓テ日州二聞ヘ
ケレハ、則姿ヲ引カヘテ靜然トシテ暮シ玉フ。
扱二月ヨリ父祐秋ノ宅ニ返リテ兩子ヲ養育シ玉
ヒケルカ、元禄九丙子年臘月晦日再ヒ舅ノ家ニ
至テ孝ノ道ヲ盡シケル時、元禄十二己卯年伊東

元禄十二年、伊東左門
祐信は飢肥伊東一門三
家の筆頭左門家の二
代、六代藩主祐永の実
父。祐隆は後の八代藩
主
享保五年（一七二〇）
祐信が死去

●伊東祐周伝

寛文二年（一六六二）

天和二年（一六八二）

伊東主水正美は伊東一
門三家の一人

延宝三年（一六七五）

延宝四年（一六七六）
同五年、勅使接待役

延宝八年、祐周が名を
久左衛門と改名
天和元年（一六八一）
門主接待役。感応寺は
後の天王寺

左門佐祐信強テ所望有ケレハ、遁ニ辭ナク四月
二十五日祐信ニ嫁玉フ。扱祐信ノ家嫡祐永公ハ
太守ノ養君トナラセ玉ヒ、繼子ナカリシカ、修
理亮祐永公ノ妾腹ノ男子ヲ下タサレ、祐信并貞
俊院養子ニシ玉ヒ左門佐祐隆ト号ケル。享保五
年庚子四月十一日祐信遠行ノ後ハ、名ヲ改貞俊
院殿松岩善榮大姉ト申シケリ。

祐周傳

一久左衛門尉祐周、初權三郎、小字左平次、寛文
二壬寅年正月廿五日日州飢肥ニテ誕生。墓目ハ
佐土原久助祐三也。母ハ祐由女也。

一妻ハ伊東主水正美入道宗昌女。天和二甲子年十
二月廿三日婚禮有、此時正美ヨリ脇指^{平安城長}一
腰賜リケル。

一祐實公ヨリ御小性、延寶三乙卯年六月十一日仰
ヲ蒙リ同十九日出勤、名權三郎ト改、干時十四
歳也

一延寶四丙辰二月廿一日御發駕、江戸供奉、翌五
丁巳三月三日ヨリ傳奏屋敷ニテ、華山院大納言
殿・千種大納言殿御馳走御勤役ノ時、同十五日
迄手長役勤、同年六月廿九日御下國御供也。

一延寶五丁巳年閏臘月六日御發駕江戸供奉、翌七
己未年六月廿二日御下國御供也

一延寶八庚申年三月朔日御發駕江戸供奉、八月十
六日前髪ヲ取、名ヲ久左衛門尉ト改、翌天和元
辛酉年四月十七日ヨリ五月十八日迄妙法院御門
主御馳走、谷中感應寺ニテ御勉ノ時毛勤玉ヘリ、
同年七月五日御下國御供也

天和二年（一六八二）、
朝鮮通信使接待役
金川（横浜市神奈川区）

天和三年、祐周が小姓
から近習詰となる

貞享三年（一六八六）

祐周が江戸広間取次役
弘前藩主・津輕信政

伊東祐実が急遽門跡接
待役を務める

会津藩三代藩主・保科

正容、正之の六男

延享四（一七四七）は

貞享四丁卯年の誤りか
貞享五年（一六八八）

元禄二年（一六八九）

一天和二壬戌年三月朔日御發駕江戸供奉、八月十
六日ヨリ金川ノ駅ニ御越、同廿日・廿一日朝鮮
御馳走御勉、廿一日則御歸府、朝鮮人退府故、
九月十一日又金川ニ御越、十二日・十三日御馳
走有テ則御歸府、此時毛兩度共ニ供奉シテ近仕
シ玉ヘルナリ、翌癸亥五月廿日御下國御供也

一天和三癸亥年閏五月十七日御小性御赦免、御近
習詰仰付ラル旨、川崎内記良寛ヲ以君命ヲ蒙ル。

一貞享三丙寅年二月、川崎内記良寛ヲ以御近習詰
御宥免、江戸御廣間取次役仰ヲ蒙リ、丙寅年閏
三月朔日供奉ニテ發足アリ毘沙門堂御門跡御馳
走、谷中隨輪寺ニテ津輕越中守殿御勤アレヒ忌
中故、俄祐實公仰ヲ蒙ラレ四月廿八日ヨリ五月
十六日迄御馳走御勤アリ。此時御門主ノ御廣間
二勤仕、御跡乗ヲモ勤リ。翌四丁卯年皇帝御即
位ニ付、太守ノ御名代トシテ使者仰付ラレ、江
戸四月三日發足上京ス。同廿八日御即位有テ、
五月朔日上使保科肥後守正容参内、同三日諸侯
ノ使相勤ル故、祐周参内シテ献上ノ御太刀奉納、
首尾能相濟。直二日州下向、五月廿三日下着、
太守ハ六月十三日御下國也。

一御用人役、延享四丁卯年六月廿九日執權衆御取
次ヲ以仰付ラル。

一貞享五戊辰年三月朔日御發駕江戸供奉御用人役
翌元禄二己巳年五月三十日御下國御供也

一御城請取^{御用人}元禄二己巳七月二日大田原作左衛
門歳門ヲ以仰付ラル、川崎内記良寛跡役也、同
年十二月朔日平舘小左衛門俊恒ニテ御赦免、代
ハ金田甚兵衛ニ仰付ラレシナリ。

元禄三年（一六九〇）

一十五人扶持元禄二己巳年八月五日大田原作左衛門歳門ヲ以仰付ラレシ也。

晦ノ暇

元禄五年（一六九二）

一元禄三年庚午三月朔日御發駕、江戸供奉用人役、五月三日ヨリ本庄ノ御蔵火ノ御番御勤、翌四年七月廿八日御免、此時モ供奉ス、但祐實公御大病ニテ御晦遅キ故、長ク御勤也。四年辛未閏八月廿日御下國御供也。

藩主伊東祐実室・ハルは佐賀藩主鍋島光茂の娘

一元禄五年壬申二月四日當御留主中會所出席シ玉フヤウニ仰ヲ蒙リ、三月ヨリ翌年五月迄勤玉ヘリ。

元禄七年（一六九四）

一祐實公ノ御奥方於ハル様御大病依、祐實公御退府ノ時、御看病ノ為大田原源藏歳門ヲ急ニ残シ置レシ故、代リトシテ御使者五月廿六日河崎大膳祐身・長倉善左衛門祐容ニテ仰付ラレ、金田甚兵衛ニテ御帷子拝賜、同月二十八日發足アリケル處、同廿三日御逝去ノ由ナレト、江戸二至リテ槐巖院殿於ハル様ノ御齒骨ノ供奉シ、海陸滞ナク九月十一日下着、飢肥楠原報恩寺ニ納玉フ。

元禄八年、伊東祐周が家老に任命された

一會所相談役、元禄七甲戌年二月四日大田原源藏歳門ニテ仰付ル、是者長倉八郎左衛門祐富ノ代也、翌乙亥年六月迄勤リ。

一御家老役、元禄八乙亥年七月朔日河崎大膳祐身・長倉善左衛門祐容・山田次郎左衛門宗武列座、大膳祐身口達仰付ラル、扱限米三十石ツ々賜ルヨシ仰付ラレ、最前ノ十五人扶持ハ上リシ也、則御請アリテ、翌二日ヨリ出勤セリ

元禄十年（一六九七）

一江戸供奉仰ヲ蒙リ、元禄九丙子年三月朔日發足、同十丁丑年傳奏御馳走御勤ニ付、三月三日ヨリ

勅使接待役

元禄十一年、祐崇の室

稲姫（松平氏）が女子

（那珂）を出産

元禄十四年（一七〇二）

宝永三年（一七〇五）
祐崇の室稲姫が女子を出産

傳奏屋敷へ御引移、翌四日正親町前大納言殿・中御門大納言殿御着、同十六日迄御馳走アリ。此時モ供奉シテ勤玉ヘリ。同年五月廿五日御下國御供也。

一江戸供奉仰ヲ蒙リ、元禄十一戊寅年三月朔日御發駕。五月二十四日祐崇公之御奥方信政公御於エツ様御安産、御娘於彦様御出誕ノ時、御墓目相勤玉ヘリ、翌十二己卯年五月二十四日御下國御供也。

一江戸御留主番、君命ヲ蒙リ元禄十四辛巳年三月五日發足、同年十二月三日祐崇公之奥方義昌公御女稲姫様御安産御娘於那珂様御出生ノ御墓目相勤、翌十五年壬午五月五日下着、此旅吹田茂三郎ヲ見物ノ爲ニ同道ナリ

一江戸御留主番仰ヲ蒙リ、寶永二乙酉年三月五日發足、翌三年丙戌六月二十五日祐崇公之御奥方稲姫様御安産御娘於嘉久様御出生ノ時御墓目相勤、同七月五日山田次郎左衛門宗武ヲ以、祐秋二下シ置レシ知行三百五十石并世繼中ノ切米ヲ引、加高四百石相續仰付ラレケル、其時大田原源藏ニテ願ヒ賜ル文ニ云

高四百石令扶助之訖
全可令知行者也仍

如件

寶永三戌年七月十月 祐実御判

伊東久左衛門殿

カクテ退府、八月三日飢肥へ下着

一江戸供奉仰ヲ蒙リ、寶永七年庚寅三月朔日御發駕、翌正徳元辛卯年五月二十三日御下國御供也

正徳二年（一七二二）
一〇月より火消役

正徳三年、勅使接待役

五代藩主伊東祐実隠居
祐永が六代藩主に就任

正徳三年（一七二三）
城代に就任

後任は伊東祐全

正徳四年（一七二四）
五代藩主祐実が隠居

甲午（正徳四年） 祐永
が出府、家督相続

一江戸供奉仰ヲ蒙リ正徳二壬辰年三月朔日御發駕、江戸ニテ五月十六日長倉太右衛門祐應ヲ以江戸徘徊ノ時、駕籠ヲ仰付ラルヘシト君命アレヒ、祐周有難事ナカラ御免ナサレ道中計仰付ラレヨト相願、仍其通ニ仰付ラレケル也。十月二十五日ヨリ翌年二月十六日迄火消御勤有、但南方御請取也。其時火災ノ時毎ニ祐周御供アリ。同三年癸巳三月二十四日ヨリ傳奏屋敷へ御引移、廿五日ヨリ四月十一日迄、兩傳奏徳大寺大納言殿并庭田前大納言殿御馳走ノ時モ供奉シテ勤ム。同癸巳年五月十九日御下國御供。

一江戸勤、癸巳七月七日佐土原久助祐三・荒武十右衛門宗政ヲ以仰付ラル時、近年旅勤ツ々キシ故、銀子二十枚拝受シ玉フ、扨來年江戸ニテ祐實公御隠居、祐永公御家督御濟以後、御下知ニ依テ發足仕レト也。

一祐實公御自筆ノ御書ヲ以、正徳三癸巳年七月九日御城代仰付ラレ同年極月廿八日御宥免、代ハ伊東織部祐全ニ仰付ラレケリ

一祐實公御隠居、修理亮祐永公御家督、正徳四甲午年四月二十九日相濟シ故、祐實公ヨリ御刀肥前住正廣誘有一腰、佐土原市右衛門御使ニテ六月二十八日拝受シケル。

一祐實公御下向以後、祐永公ヨリ祐周出府有リ近務アルヘキ旨、仰ニ依リ甲午年八月廿四日飢肥發足シ霜月二十二日出府也、祐永公モ賢ノ名アリト云ヒ、諸事ニ付祐周ヲ召テ密談シ玉フ、臘月朔日山田次兵衛宗盈ヲ以江戸ニテ乘輿仕レト仰アリ、聊辭レヒ却テ恐アレハトテ御受アリシ

乙未（正徳五年）

正徳六年（一七一六）
享保元年、勅使接待役

藩主代替後の知行宛行

享保二年（一七一七）

享保三年（一七一八）
飢肥城下大火

故、太守ヨリ御願仰上ラレ御免アリケレハ、十二月十二日御老中松平紀伊守信庸公ニ御禮トシテ祐周参上。扨又御目付木下清兵衛殿ニテ、病身偽ナキヨシ誓紙仕ル。且翌年乙未三月二十五日尾張宰相繼友公ニ御目見、御料理迄下サレケル。同年五月十六日飢肥城ニ御入謁、此時祐周供奉シケリ。

一江戸來年ノ供奉仰付ラルニ依、正徳五年乙未七月八日白銀三十枚拝賜シ玉フ、執達 八山田次兵衛宗盈・木脇六左衛門祐定也。翌六年丙申三月朔日御發駕供奉。祐永公傳 奏屋敷ニテ、五月二十一日ヨリ正親町一位 殿御馳走御勉、同月二十八日相濟シ時モ、御供ニテ相勤ケル。翌享保二年丁酉四月三日尾張繼友卿御發駕故、祐周モ参上、御通 カケ御目見。同年五月十九日御下國御供也。

一祐永公小書院ニ出御アリテ、御家督以後ノ先例ニ依リ、御直ニ下シ賜ル御扶助書ノ文ニ曰

高四百石之事

令扶助之状如件

可有所務之状如件

享保三年
正月廿八日 祐永御判

伊東久左衛門殿

一享保三年戊戌二月廿八日長倉亦兵衛、大手後町屋敷ヨリ出火ニテ、飢肥城下諸士及ヒ市廓ノ屋惣テ百軒餘リ焼也。此時祐周モ類火ニ逢一字モ残ス炎跡トナル、然シ二ノ藏、其難ヲ遁シナリ

享保四年（一七一九）
祐周発病

記録奉行

祐周に加増

享保五年（一七二〇）

大龍寺（飢肥板敷）で
連歌の会

一 享保四己亥年二月十五日ノ晩ヨリ病氣少シ差起リ、中風ノ如キ故、療用懈怠ナクシ玉ヘ^ヒ、或少シ快、或亦不快ニアレハ、登城モ折節ヲコタリケリ。

一 御記録奉行、享保四年八月十四日木脇六左衛門祐定ヲ以仰付ラル、是山田次郎左衛門 宗武死去故也。

一 享保四己亥年十二月二十二日松岡八郎右衛門信伴ヲ以、祐周多年宜相勤御感不淺故、五十石御加恩給ルノ由上意アレ^ヒ、祐周病身トナリ出仕モ心ニ任セサレハ、此度ハ御免蒙ント、強テ言上スレ^ヒ、祐實公コレヲ聞召、祐周ヲ呼テ是非拝領シ玉ヘト、上意嚴重ナレハ爲方ナク同月廿八日登城、御加恩ノ御請在リ御禮モウシケル。其時大田原久兵衛歳堅ニテ願ヒ奉リ賜ル其状ニ云。

高四百五拾石之事

令扶助之訖全可有所務

之状如件

享保五年
二月十五日 祐永御判

伊東久左衛門殿

一 享保五庚子年四月十九日ヨリ、祐周言語モ通シ難クナリケル故、會所出座モナラス、唯保養ノミニテ暮シケル、勿論病根モ彌長シケル也。仍連歌ヲ弄衆、祐周ノ祈禱ニ四月廿八日大龍寺ニテ一會メサレケル、其發句

氣晴て盤

宮河甚右衛門

身も春かるし桜乃雨

満致

享保六年（一七二一）
祐周の次男祐允が分家西丸（祐実の隠居所）下屋敷

享保八年（一七二三）
祐周死去
鰲山、報恩寺七世

● 祐周の妻イン、伊東正美の娘
正美は成瀬正武の孫
將軍家綱は秀忠の誤り
正武の切腹は元和元年（一六一六）

右之興行ヲ祐周傳聞テ、大龍寺ノ連衆ヲ即日招請シテ

祢宜悲越

神も受引希御祓川

祐周

此發句シテ、暫參會シ玉フ。祐周一生歌道ヲ好ケル力、是ヲカキリニテ、以後ハ連歌モナカリキ。扨四月以來ハ執權衆并相談中宅ニ入来ニテ御用ヲ辨シラル。翌六年七月四日二男祐允ニ新恩給リケレハ御禮ニ登城、直ニ西丸ニモ參上。其後ハ病氣弥不快ニテ出勤モナカリケル處、九月廿日下屋敷庚申祭ニ參詣シケル。十月始リ病痾彌増テ手足漸々カナワサレハ寢席ヲ離ス、保養スレトモ、享保七壬寅年八月十六日ノ夜ヨリ、甚重病トナリ言舌不通ニテ、手ヲ盡シ加療スレ^ヒ、詮ナク享保八癸卯年三月二日午刻卒去、齡數六十二歳。同日ノ夜飢肥楠原報恩寺ニ送葬シテ、鰲山大和尚焼香シケルト云々

諡嚴雄宗忠居士 眞定院

一 祐實公右祐周死去ヲ聞召テ追善ノ御發句

夢の間乃

臺世や阿たる花能雨

此御發句ト御香奠、御代參ニテ報恩寺牌前ニ備サセ玉フ。

一 祐周室於イン初二云如伊東主水正美之女也。正美ハ古太守豊後守祐兵公之御智成瀬豊後守正武嫡孫也。正武ハ將軍家康公ノ寵臣タリシ力、將軍家綱公之御治世ニ至リ、嚴科ニ依リテ切腹シケル故、妻子共ニ飢肥ニ參上。修理大夫祐慶公ノ臣トナル。扨此縁モ組ケル也。祐周遠行ノ後ハ、

●祐周の娘イヨ、貞享五年（一六八八）外祖父伊東正美の家で誕生
宝永元年（一七〇四）
伊東祐次と結婚
瀬戸尾村は瀬田尾（吉野方）の誤りか

享保五年（一七二〇）
夫の伊東祐次が早世

●祐周の娘コマ
三家筆頭の伊東祐信が伊東正恭を介して、嫡子祐永との縁組を申し込む

五代祐実の養子祐崇が病
祐永が祐実の世継ぎ（養子）となり、コマとの婚約を解消

名瀬慶祥院本然榮光大姉

一女子於伊豫貞享五戊辰年九月十三日戌刻正美之宅ニテ降誕ス、母者慶祥院也。伊東頼母祐次ニ縁ヲ結、寶永元年申年十一月二十四日婚姻アリ。此時祐周ヨリ脇指誘有□□康重祐次ニ送進ス。扱祐次之親父伊東帶刀祐定瀬戸尾村ニ閑居ナレハ、祐次モ婚禮前ヨリ祐周ノ家ニ來リテ、正徳三癸巳年四月廿八日昴星霜爰二十年暮シケリ。寶永四丁亥年十月六日巳刻平産、男子ヲ出生ス。名ヲ久公ト云、後二祖父祐定ノ養子ニナリ一學祐雄ト号。正徳六丙申十二月二十五日二男出産ス、名ヲ峯千代ト云カカリケル處、祐次享保五年庚子八月三日早世故、於伊豫八月十日ヨリ祐周ノ家ニ販テ、兩子モ列レ來テ介抱シ玉フ。

二女子於駒元禄五壬申年九月廿四日巳ノ刻出誕、母ハ慶祥院也。元禄十四辛巳年二月二日伊東左門祐信ヨリ伊東民韻正恭ニテ、御嫡子求馬祐永公ニ御縁組ナサレ度ト、内證ニテ御所望アリ。祐周怡慶不斜シテ、祐秋及ヒ一家不淺伊東正美ニモ内談アリケレハ、聊同意故、即日正恭迄祐信ノ仰忝シ、何ソ此方二障ナキ條、祐信ノ御心ニ任ルヨシ、御答申リケル故、彌首尾能内證相濟。イマタ披露ハナカリケル處、祐實公ノ御嫡駿河守祐崇公御病氣御起。御出勤ナラサル故、寶永四丁亥年祐永公ヲ御養子ニナサレシトテ、江戸ヨリ大田原藏藏門ヲ使トシ、祐信ニ仰ツカワサル時ニ、祐周二モ歳門ニテ仰ケルハ、娘以前ヨリノ縁組ヲ離別セヨトナリ。仍御口上書并御書ノ寫左ニ記

鞠負（伊東祐惠）は祐崇の弟、旗本
志摩守（伊東祐賢）旗本交代寄合

コマを祐実の養女とする

伊東権左衛門（祐秋）

伊東久左衛門江可申渡口上覽

今度、駿河守難病在之候付、先達而申談候也。急渡御願申上、前二養子可達願と存候。依之養子之義、様々工夫申候得共、鞠負殿并伊東志摩守殿息双方共二支有之候。此段者大田原藏口達可被聞届候。夫二付左門殿於同意者、求馬養子可奉願と存し、其方娘兼而縁組被致置候。求馬儀養子之願相調、当地江引越候ハ々、近年之御沙汰、從家中被仰付候。養子ハ存所江妻有之候而も大名方江縁組仕、婚禮相調候。然時者求馬儀も其通不致候ハ而ハ難成事候。左候得者、其方儀名代役とも為申付置事候得者、婚禮規式茂無之、其方娘者妾二召置候儀も難成事二候。家之為と被存、此縁組可被致相違候義理之、当然無心事相違致させ申事候間、娘儀ハ我等もらい子分ニ致し、扶持方遣、家中侍分之内江縁組婚禮調させ可申候。其方儀政事をも委可申事候間、旁右通被致可然存候以上。

月日

右之段、伊東権左衛門方江も久左衛門同然二可申被聞候也。

追而申入候、今度駿河守病氣付、養子乃儀伊東求馬方へ相極可申と存し置、首尾致候ハ々其方娘縁組被致置候、此縁組相違之誤、委細大田原藏藏へ申□□遣候間、口達可致聞届候、誠無□儀事共不宜

三月三日 祐実御判

伊東久左衛門殿

右ハ四月朔日、飫肥御城ニテ左門佐祐信へ祐永公ヲ御養君ニナサルヘキ旨仰渡サレ、其以後右旨傳達アリケレハ、祐周・祐秋モ上意ヲ違犯スヘキニアラサレハ、則祐周ヨリ差上シ尊書ノ御請并ニ誓紙ヲ以言上シケル案文ノ寫、但誓紙案文歳門江戸ヨリ持來

大田原源蔵を以、御自筆之被成下、御書謹而頂戴仕候、今度

駿州様御病氣ニ付、御養子之儀伊東求馬殿江御極可被遊候、弥致御首尾候者、私娘縁組仕置候、此縁組相違可仕之旨畏候、委細源蔵江被仰含候趣口達承、段々御尤至極奉存候、極而娘儀末々被為添御心可被下之旨、誠以宜加至極、難有仕合奉存候、右之趣宜願御披露候、恐慌謹言

四月五日

伊東久左衛門

祐周判

荒武十右衛門殿

起請文前書之事

一今度、伊東求馬殿御養子ニ御極被成候間、私娘兼而縁組仕置候。此縁組相違仕候様被仰付、娘儀者御子分ニ被遊、御有付可被下旨被仰付候上者、少モ不足奉存間敷事

一右段々ニ付、役人中江不足ヲ存意趣ヲ構へ申間敷事。

一此度之儀、肝要之時節御座候、兼而御名代役ヲモ為被仰付置者之儀御座候間、私ヲ捨勘身命御爲之儀、一方ニ御奉公可仕事

宝永四（一七〇七）

右之條々於相背者

神文無別儀

寶永四丁亥年

伊東久左衛門

卯月三日

祐周血判

カクテ祐永公ノ御縁ハ彌違變ニナリケル處、寶永四丁亥年九月十八日祐實公ヨリ大田原源蔵歳門・津田五左衛門幸長ヲ以、荒武彦左衛門尉宗庸ニ縁組仰付ラレ、以後婚禮支度料トシテ白銀二十枚拝受シ、翌五年戊子臘月廿二日婚禮アリ、其前臘十八日祐周ノ館ニ荒武十右衛門宗政・同彦兵衛尉宗庸并ニ宗政ノ親類招請シケル時、宗庸ニ脇指備州三原住人一腰送ケリ、寶永六年己丑正月十日會所ニテ河崎權助祐清奏達ニテ祐周二命セラレケルハ、於駒事祐實公御娘分ニナサレ、末々御扶持ヲモ下タサレヘシト御物語アリシ故、十人扶持仰付ラル由也。祐實公御在府故、會所ニテ有シト云々。扨舊冬婚禮アリケル、御嘉儀トシテ忝モ、祐實公ヨリ大田原源蔵上使ニテ御樽一荷御有二種於駒ニ下タサレケルナリ。正徳六年丙申九月六日平産、娘出誕於シマ。享保七年壬寅三月五日安産娘於サイ降誕。

三大藏丞祐興

四内藏助祐允、小字傳五郎。母慶祥院也。元禄十三庚辰年十月十四日寅刻出誕。正徳四甲午年八月祐周東旅ノ時、見物トシテ隨身アリ。翌五年乙未六月十四日祐永公ヨリ御小性仰ヲ蒙リ、同廿四日ヨリ勤務。江府供奉モ兩度ナリ。然處隱

正徳六年（一七一六・享保元年）
享保七年（一七七二）
●伊東祐興

●祐周の次男祐允

西丸（祐実の隠居場）
城詰

享保六年（一七七二）
祐允に百石、用人とな
る。分家

享保八年（一七七三）
祐允が十文字に屋敷を
拜領

君祐實公ノ御小性、享保四年己亥七月四日仰ヲ
蒙リ西丸ニ勤仕アリケルカ、西丸御小性ヲ減シ
ラル故、同年十二月廿一日御免、御城詰仰ヲ蒙
ル。翌五庚子年正月廿一日松岡八郎右衛門信伴
ヲ以三人扶持・白銀五枚ツ々年々下タサルハ旨
仰付ラル。享保六辛丑年七月四日伊東織部祐全
ヲ以仰ニハ祐周若年ヨリ老年ニ至リ□勤仕、御
感之由、仍祐允ニ新知高百石下タサレ、御用人
並相詰ヘキ旨□、干時祐周病身登城ナラサル故、
名代トシテ祐興ニモ仰付ラル。且願ニヨリ下タ
サル文云

高百石之事令

扶助之訖全知行〔者也〕

享保六年
七月廿八日祐永御判

伊東内蔵助とのへ

會所詰、享保七年壬寅正月二十四日仰ヲ蒙リ三
月朔日ヨリ出座、且享保八年癸卯四月十六日御
城□取矢野要人周儀ノ代ヲ仰付ラル。享保八癸
卯六月六日十文字屋敷拜領、同十年乙巳臘月四
日二引移、其内ハ祐興ト一所二居レリ。同九年
甲辰江戸御廣間ノ取次役勤ケルナリ

五亀之助、母慶祥院也。元禄廿六癸未年三月十七
日卯之刻降誕。同年四月六日申刻早世

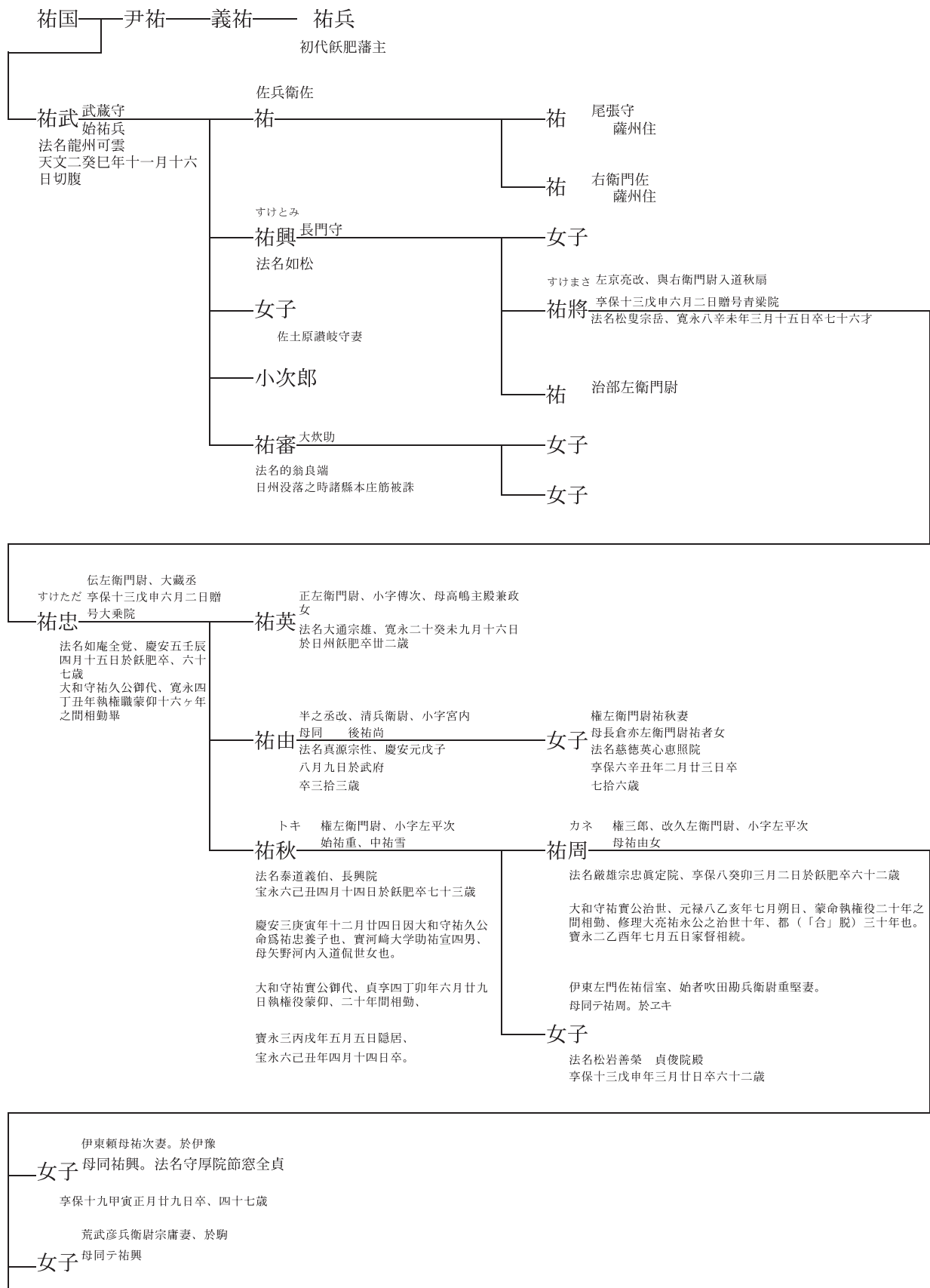
祐周歳且之發句、但天和三癸亥年ヨリ享保六辛
丑年迄也、其外發句ハ多シト云_此記ニ違アラス

明て今朝
若みとり
松毛此
きのふさへ
けふといへは
二とせや
君か世や
君のふる
鶯も
今年生の
行末盤_ハ
今朝立や
初春や_⑤
来る春越_⑤
春立や
千代を経ん
武隈や
春を今朝
取筆や
武蔵野の
鶯や
むへし社
若松の
世永か連
出て世に
祝言の
行春や
齒固や
松竹乃

酌る露や千々乃春
立や相生つの松
時や栄ん御代乃春
今日ハ去年なる朝哉
片津田舎も花の春
一夜の滴今朝の春
千年の始今日の春
千年の友よつの松
うたへとたつ今日の春
松の齢ひよ君の春
いくら計か御代の春
物忘連ぬ春露
目にもさやかに朝露
満川霞の関もなし
唯誠より朝露
松柏かは君か春
爰にも二木つ松
をしへか本なり薄霞
書も尽さし千々の春
末いく者へそ君か春
首途時得し今朝の春
屋を人遣ふより春の風
二葉も千代の根さし哉
むかしハ近し君が春
仕ん年の始哉
年に増るや君の春
千里の外も今朝の色
千世毛動かぬ君が春
千世や事あふ君が春

高砂や	住の江いく世つの松
岩松の	根さしや固起國の春
安国や	民な徒くさふ君が春
生そへハ	万がへりよ松の春
立年や	百喜ひの鳥の志多
代ハ永し	竹の花さけ君が春
慈み	廣二流国や君の春
老の浪	今朝や五十年に之川の春
君か代や	長く年有国の春
身ハ老を	重ん之川乃始哉
七十年や	千代の山口君乃春
若水や	名において見や走の浪
いろ越し	四方の海もや御代の春
年越て	身の走志るし朝鐘
物模り	年移り行始哉
む川といひて	九川そ経し年の春
春幾世	実越待て経し年の春
千代満津そ	我心なる君の春
若松や	老木に慣へ千々
此殿や	幾世老をぬつの松
新なり	年毛心も宿乃春
松盤世乃	好速也千々乃春
齡ひなを	永く年立あら多哉
鶯乃	音も快し宿の春

三 飢肥藩家老伊東氏系図 (伊東祐誠文書「伊東系図」より家老伊東家のみ掲載)



	傳左衛門尉改、大藏丞、小字左平次 祐興 母伊東主水正美女。始祐相、後祐從 法名古月淨觀圓乘院 妻駿河守祐崇公女也。大和守祐實公爲養女、令嫁祐興、仍自祐實公御腰物武・自祐崇公御腰物國貞拝領之。享保八癸卯年四月廿八日家督相続也。同癸卯年六月十五日、修理亮祐永公家老役蒙仰 祐永公御代十七年相勤。大和守祐之公、元文四己未年三月九日御家督御相続ニテ相替ラス勤役ス。寛保二壬戌年荒川通り武州大里郡万吉村ヨリ、横見郡久保田村迄凡十二里程之間川除堤御善請御手當仰ヲ蒙ラレ十一月廿三日ヨリ癸亥三月廿六日迄御勤ナサレシ時依 君命祐從總奉行相勤ム。首尾能御成就二付、同年四月十三日於武城老中松平左近将監乗邑公ヲ以、上意ヲ蒙リ、時服三并羽織一白銀三十枚頂戴ス。同癸亥十一月十五日於日州城家老役赦免也。尤祐之公御代モ五年相勤、前後廿一年在役也。
	祐充 (分家)

	女子 母祐繇同腹、元文二丁巳七月十七日降誕、同四己未八月廿八日早世、葬報恩寺、法名空觀幻心童女
	伝太 母同、元文四己未九月八日早世、葬報恩寺、法名仁嶽義賢童子
	權左右衛門改、權太左衛門尉、小字壽平次 祐繇 母土御門姫君、始祐繇、後祐張 法名知光院、寛政七乙卯五月十七日於軼肥卒、葬報恩寺 寶曆七丁丑 從祐隆公小性役蒙仰、江戸供奉三度勤仕、同十二壬午五月十二日小性役赦免、同十三癸未二月六日長柄組頭蒙仰、明和五戊子八月廿三日會所相談役、明和七年十一月廿三日用人役、安永九庚子十一月清武地頭蒙仰十ヶ年勤仕二而、天明九己酉三月廿一日從祐福公家老役蒙仰祐肅公御代二モ十六年勤仕、寛政七乙卯年四月五日数年之從勤功高五拾石御加恩頂戴
	祐 善大夫、幼名久馬五郎 母祐繇同、川崎角大夫 爲養子 法名

	祐寛 直記、權右衛門、後改久左衛門尉、小字寿平次 母大和春日社家辰市氏女、 始祐亮 法名實心院、天保二辛卯年五月廿六日於軼肥卒葬報恩寺、六拾歳 天明二壬寅七月朔日從 祐肅公小性役蒙仰、江戸二度相勤、寛政六甲寅年八月十五日用人役、寛政七乙卯年十一月十五日家老役蒙仰、 祐肅公・祐民公・祐丕公・祐相公ヨリ御代三拾二年勤仕、文化十二乙亥年十二月廿八日祐相公ヨリ数年之勤功ニヨリ高五拾石御加恩頂戴、高四百石之御扶助ヲ給フ、文政六癸未年中症煩止仕口成故二、再三役義赦免雖願不得免、同十二己丑年隠居役義赦免三人扶持頂戴
	三作、太左衛門、[]、 權之助、小字選、浅五郎 祐張 母祐寛同腹
	安永七戊戌年正月十日河崎權之助祐 死去爲急養子、妻八權之助女
	女子 母祐寛同腹、川崎左馬助妻
	市次、卯兵衛 祐寧 母祐寛同腹
	後調傳 玄桂 母祐寛同腹 報恩寺住職後上京之嗣卒
	文化二乙丑年十一月八日誕生、文化三庚辰年八月六日從 祐相公小性役、来三月立蒙仰、文政八乙酉七月用人並、同十二月廿八日城請取、文政十戊子年七月朔日用人役、文政十二己丑年二月朔日四百石家督、即日家老役蒙仰、天保十己亥年迄十一ヶ年執權職勤仕、同年八月ヨリ閉居、文久三癸亥年九月廿一日家老役帰役、祐相公ヨリ伊東織人・赦免、即日拾人扶持ヲ給フ
	女子 母祐受同腹、大田原和門妻
	母後室米良主膳殿息女、但前妻妹川崎一学祐 爲養子 祐受

	直太郎・直記 母京鳥飛井殿家臣安田監物貞啓女、文政九丙戌七月朔日下向、文久三癸亥年十一月廿六日午刻卒、年六拾一歳、軼肥葬報恩寺、法名清林院 天保八丁酉五月九日降誕、同己亥年家督、嘉永五壬子十月十七日祐相公小性役蒙仰、江戸三度勤仕、安政二乙卯十月三日大地震桜田邸焼失シケレハ、千駄ヶ谷邸二祐相公立退レケレハ、祐侃モ奉供シテ勤仕、安政六己未年江戸表役老年勤仕、万延二辛酉年十二月二日近習詰用聞・城請取、文久三亥年八月廿九日用人役、同十月十六日番頭役蒙仰
	母同 義三郎、健雄 祐重
	母同 久五郎 祐幸
	女子 母葉室大納言顯老口口息女、安政二乙卯九月十三日下向